

## 令和6年度 第2回

# 瑞穂町国民健康保険運営協議会会議録

令和6年12月17日

西 多 摩 郡 瑞 穂 町

## 令和6年度 第2回 瑞穂町国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 令和6年12月17日（火） 午後1時30分から午後2時15分

2 場 所 瑞穂町民会館第1会議室

3 出席者 会長 村上 文男 委員 根本 忠  
委員 喜多 直子 委員 内野 好子  
委員 高水 松夫 委員 山岸 茂之  
委員 渋谷 俊悦 委員 横田 克彦  
委員 小山 和美 委員 井垣 美穂

4 欠席者 委員 栗原 教光 委員 嶋田 求治

5 会議の説明に出席した者の職氏名

|        |       |        |       |
|--------|-------|--------|-------|
| 住民部長   | 古川 実  | 住民課長   | 山内 一寿 |
| 税務課長   | 石川 修  | 健康課長   | 工藤 洋介 |
| 住民税係長  | 池田 稔  | 成人保健係長 | 榎本 康弘 |
| 国保年金係長 | 川端 秀明 | 国保年金係  | 吉岡 和彦 |

6 議 題 (1) 令和7年度瑞穂町国民健康保険税の改定について  
(2) 令和7年度瑞穂町国民健康保険運営方針（案）について

7 その他 第3回瑞穂町国民健康保険運営協議会開催予定日について

8 傍 聴 者 0名

9 配付資料 ① 会議次第  
② 瑞穂町国民健康保険運営協議会諮問事項について  
③ (資料1-1) 国民健康保険税の改定について  
④ (資料1-2) 保険料水準統一加速化プラン  
⑤ (資料1-3) 瑞穂町国民健康保険税の推移  
⑥ (資料1-4) 令和6年度 国民健康保険税・賦課限度額(8市町村の比較)  
⑦ (資料1-5) 国保財政健全化計画(赤字削減・解消計画)実施状況報告書  
⑧ (資料1-6) 瑞穂町の一般会計その他繰入額と繰入率の推移  
⑧ (資料2) 令和6年度瑞穂町国民健康保険事業運営方針

10 開 会 午後1時30分

**(住民課長)**

12月の暮のお忙しい中、運営協議会に出席していただきありがとうございます。定刻になりましたので、第2回瑞穂町国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。今回の運営協議会には、町長より令和7年度国民健康保険税の改定についての諮問事項が提出されますので、審議をお願いします。会議を始める前に資料の確認をさせていただきます。まず、事前に送付させていただきました事前配布資料を本日お持ちでない方は、いらっしゃいませんか。よろしいでしょうか。また、当日配布資料として、諮問の写しを机上に配付しております。資料は大丈夫でしょうか。よろしければ始めさせていただきます。それでは、この後の進行に関しましては、瑞穂町国民健康保険運営協議会規則第6条の規定により、議長は会長にお願いすることになっておりますので、村上会長よろしくお願いします。

**(議長)**

皆さんこんにちは。今年も既に残り半月になりましたが、寒暖の差が激しく、体調を維持することも大変かと思います。今日は、年の瀬のお忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。それでは議長を務めますので、よろしくお願いします。本日の出席数は10名でございます。定数に達しておりますので、令和6年度第2回瑞穂町国民健康保険運営協議会を開催したいと思います。なお、本日の会議録の署名は内野委員と高水委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

最初に町長から瑞穂町国民健康保険運営協議会に諮問が出されております。町長の代理として古川住民部長から挨拶と諮問事項について説明をお願いします。

**(住民部長)**

・・・住民部長挨拶省略・・・

・・・町長に代わって、住民部長が諮問事項について口述し、  
住民部長から会長に諮問書を手渡す。・・・

**(議長)**

諮問事項を受け取りました。それでは、次第に従いまして議事を進めていきます。「議題(1)令和7年度瑞穂町国民健康保険税の改定について」を議題といたします。この取り扱いですが、協議会としては、町長の諮問に対し協議し、答申することになりますので、この件につきまして事務局より説明をお願いします。

・・・住民課長から説明・・・

**(議長)**

以上で説明が終わりました。令和7年度国民健康保険税の改定について諮問を受けたわけでありまして。それでは、改定についての説明の中で、ご質問等がありましたらお願いします。

**(根本委員)**

保険料水準の完全統一化の動きについて、東京都のどこに住んでいても同じ税率と

の言い方をしていますが、地域によって違いが出てくると思うのですが、町として、どう考えていますか。

**(住民課長)**

保険料水準の完全統一化の動きでは、令和6年度保険料算定で、大阪府と奈良県は完全統一になりました。大阪府と奈良県は、平成22年から協議を行っていて、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、同じ保険料となる保険料水準の完全統一が行われました。東京都では令和6年度から11年度にかけて、納付金ベースの統一を目指しています。瑞穂町は医療水準が低いため、納付金額が上がることになります。

今まで瑞穂町は、毎年度緩やかな税率改訂を行っていましたが、保険料水準の完全統一の動きに追いつかない場合、財政健全化計画の見直しを協議させていただくことになるかもしれません。

**(根本委員)**

今までも財政健全化計画の下で、毎年度3%程度の税率引き上げの効果もあったと思いますが、まだ足りないのでしょうか。

**(住民課長)**

瑞穂町は平成30年度から15年かけて、毎年3%ずつ税率改定を実施し令和14年度に赤字を解消する計画で進めています。令和2年度から3年度は、被保険者数の減少に伴って納付金自体が下がってきましたが、令和4年度から5年度は被保険者数が減少したにもかかわらず納付金が上昇したため、税率を上げて赤字が増えてしまいました。瑞穂町だけでなく他市町村も同様に、赤字が解消されていません。

本来もう少し、税率を引き上げなければいけないのですが、今回は計画どおり3%の税率改定をお願いしますものです。

**(根本委員)**

ぜひ、近隣の西多摩8市町村の情報共有と連携を強くして取り組んでください。

**(住民課長)**

近隣の青梅市・福生市・羽村市は、令和7年度に税率改定は行いません。青梅市、福生市、羽村市は2年ごとに税率改定を行っていて、税率改定を行う年は、大幅な改定を行っています。日の出町・奥多摩町・檜原村は、瑞穂町同様、毎年、税率改定を行っていて、緩やかな改定を行っています。今後も近隣の市町村と情報共有しながら、進めていきます。

**(根本委員)**

近隣の中では、青梅市・羽村市は保険税率が高い。瑞穂町は3番目くらいで推移しているのかなと思いますが、完全統一化に向け、長い期間検討しなければならない。連携を強めて取り組んでください。

(議長)

他に質問がないようですので、(2) 令和7年度瑞穂町国民健康保険運営方針(案)について、説明をお願いします。

・・・国保年金係長から説明・・・

(議長)

それでは、ただいまの説明について、質問がありましたらお願いします。

(喜多委員)

運営方針の質問ではないのですが、資料1－6で、一般会計からの一人当たりの繰入金が44,356円となっています。この額が増えているのに、どうやって、一般会計から赤字補填をしないで済むことができるのか疑問に思います。年々、被保険者数も減少し医療費もかかる。少子高齢化が進む中、市町村に負担をかけている東京都の方針はどうか。市町村も大変だと思うが、どうなのでしょう？

(住民課長)

令和4年度5年度と新型コロナウイルスの反動による医療費増のため、一人当たりの納付金額が上昇しました。東京都は、都全体の医療費を見込んでいます。令和6年度1人当たりの納付金額推計と令和7年度推計を比べると、納付金が2.4%減になっているので、令和7年度の納付金額は下がりました。令和4年度5年度が異常でありましたが、保険税率を引き上げていかないと、どんどん差が開いてしまいます。今後、保険税率の引き上げは、3%以上の税率改定を検討せざるをえない状況にまできていると思います。西多摩及び東京都の課長会等で情報収集しながら、足並みをそろえて検討していきます。

(横田委員)

運営方針の2.「資格管理」で、二重加入となっているものに対し、国保資格喪失を届け出る旨の勧奨通知を送付とありますが、そのような事例はあるのですか。

(国保年金係長)

二重加入は、国民健康保険に加入しながら社会保険に加入している状態で、瑞穂町国民健康保険の喪失手続きをしていない方が対象となります。届け出がされていないと保険税も課税されていて、国民健康保険の保険証で医療機関に受診しているケースも多く、それらを解消するため、資格適用の適正化を進めていきます。

(横田委員)

こうした事例は毎年発生するのですか。

(国保年金係長)

一定程度あります。通知を出した後、本人から届け出がなくても、国民健康保険

の資格がない方については、職権にて喪失手続きができるようになったため、二重加入が解消できます。

**（喜多委員）**

資料2「運営方針」の下から6から7行目に、「特定健康診査の集団健診と同日に特定保健指導の初回面談が実施できる体制を確保し、」とあるが、集団健診に来られた方に対して、その日にわかる健診結果で判断し、健診結果で気になる方を、初回面談に呼ぶということでしょうか。

**（健康課長）**

健診結果がそろわない場合でも初回面接を行っています。本来は採血等の結果を総合的に判断し、動機付け支援や積極的支援が必要なのか判断していますが、集団健診で、腹囲・体重・血圧等の質問事項から保健指導が必要な方かを判断し、特定保健指導1回目の面談につなげています。その後、採血等の結果によっては3か月以内に電話等でアプローチをかけ指導を行っています。例年、集団健診当日に10人程度は保健指導につながっています。

**（議長）**

他に質問がないようですので、4. その他 次回の開催日について事務局から説明をお願いします。

**（国保年金係長）**

次回の開催日は、令和7年1月14日（火）午後1時30分となりますので、よろしくお願いいたします。

**（議長）**

以上で本日予定されていた議題につきましては、全て終了いたしました。本日は、皆さまお疲れさまでした。